

令和2年第4回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第50号	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第51号	令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第52号	令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第53号	令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第54号	令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第55号	令和2年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第56号	鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第57号	鹿嶋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第58号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第59号	鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第60号	鹿嶋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	鹿嶋市教育委員会委員の任命について	原案同意
議案第63号	鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第64号	鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	原案可決
議案第65号	高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について	原案可決
議案第66号	訴訟の和解について	原案可決
議案第67号	財産の取得について	原案可決
議案第68号	財産の取得について	原案可決
議案第69号	鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市どきどきセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第70号	鹿嶋市立カシマススポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第71号	鹿嶋市立北海浜多目的球技場外3施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第72号	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第11号）	原案可決
議案第73号	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第12号）	原案可決
報告第12号	専決処分について（令和2年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号））	原案承認
報告第13号	専決処分について（令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号））	原案承認
令和2年請願第1号	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願	採 択

令和2年請願第5号	所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書	不採択
意見書第12号	「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改定を求める意見書	原案可決
意見書第13号	歴史資料館，子育て支援施設の建設計画及び関鉄跡地駐車場の整備等については，市民の十分な理解を得るまで計画の凍結を求める意見書	否決

【議案説明】

議案第50号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第10号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ5億54万8千円を追加し，総額337億3,067万5千円となりました。

歳入の主なものとしましては，普通交付税による地方交付税の増1億5,186万5千円，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増1億6,178万6千円，土地売却収入による財産収入の増7,528万円，財政調整基金繰入金などによる繰入金の減2億9,283万2千円，臨時財政対策債などによる市債の増2億5,150万円などを見込みました。

歳出の主なものとしましては，扶助費などによる自立支援給付事業1億8,479万3千円，新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金などによる救急医療対策経費4,614万5千円，団体宿泊費助成金による観光関係事務経費1,800万円，道路維持補修工事費による道路維持補修費3,900万円，大規模改造工事費などによる中学校大規模改造事業6,770万円などを計上しました。

2 繰越明許費について

繰越明許費は，総合戦略推進事業を設定しました。

3 債務負担行為の補正について

債務負担行為は，老人福祉センター指定管理料，給食調理委託料，鹿島地方事務組合分担金（広域ごみ中継施設整備事業分），道路維持補修工事費，高松緑地公園（公園部）指定管理料，どきどきセンター指定管理料，鹿嶋勤労文化会館指定管理料，スポーツセンター等指定管理料，北海浜多目的球技場等体育施設指定管理料について新たに設定しました。

4 地方債の補正について

市債は，中学校大規模改造事業，臨時財政対策債について限度額を変更しました。

議案第51号 令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ2,521万7千円を追加し，総額74億5,296万4千円となりました。

歳入としましては，繰越金の増2,521万7千円を見込みました。

歳出としましては，総務費の増7万7千円，国民健康保険事業費納付金の増2,130万円，諸支出金の増384万円を計上しました。

議案第52号 令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,139万8千円を追加し、総額7億8,553万6千円となりました。

歳入としましては、繰入金の増2,049万8千円、諸収入の増90万円を見込みました。

歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増2,049万8千円、諸支出金の増90万円を計上しました。

議案第53号 令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,365万7千円を追加し、総額45億5,098万9千円となりました。

歳入としましては、国庫支出金の増823万4千円、支払基金交付金の増930万5千円、県支出金の増430万8千円、繰入金の増181万円を見込みました。

歳出としましては、保険給付費の増2,470万9千円、地域支援事業費の増976万1千円、総務費の減206万円、積立金の減875万3千円を計上しました。

議案第54号 令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,417万円を追加し、総額1億4,417万円となりました。

歳入としましては、平井東部土地区画整理事業基金繰入金の増1,417万円を見込みました。

歳出としましては、補償、補填及び賠償金の増1,417万円を計上しました。

議案第55号 令和2年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用7万円を追加し、総額14億4,328万3千円となりました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、建設改良費3万9千円を追加し、総額11億2,349万4千円となりました。

議案第56号 鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、同カードの再交付手数料に係る規定の削除等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第57号 鹿嶋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

今回の改正は、民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一

般職の給与に関する法律改正に準じて、期末手当の引下げを行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第58号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、一般職の職員に準じ、市長等の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第59号 鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今回の改正は、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定に係る所得基準の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第60号 鹿嶋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、文言を整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第61号 鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、文言を整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第62号 鹿嶋市教育委員会委員の任命について

鹿嶋市教育委員会委員の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和3年1月1日から令和6年12月31日までです。

・信楽 哲（再任）

昭和44年度から38年間、鹿行地区の高等学校の教員としての勤務経験があり、学校教育現場に精通している。平成25年1月1日に教育委員会委員に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献している。

議案第63号 鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者の指定について

鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するものです。

議案第64号 鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者として、公益社団法人鹿嶋市シルバー人材センターを指定するものです。

議案第65号 高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について

高松緑地（公園部分）の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

議案第66号 訴訟の和解について

鹿嶋市平井東部土地区画整理組合が法律上の原因なくして不当に保留地を廉価処分したことに起因して提起した訴訟事件について、水戸地方裁判所から和解勧告がなされたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第67号 財産の取得について

授業での利用や家庭学習の充実を図るため、市立小中学校への1人1台学習用端末導入に併せて学習用ドリル教材ソフトウェア等を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第68号 財産の取得について

新しい学習指導要領に資する授業基盤を構築し、学習の充実を図るため、GIGAスクール構想の推進に併せて市立小中学校に整備する大型電子黒板等を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第69号 鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市どきどきセンターの指定管理者の指定について

鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市どきどきセンターの指定管理者として、公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団を指定するものです。

議案第70号 鹿嶋市立カシマススポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市立カシマススポーツセンター、ト伝の郷運動公園多目的球技場、鹿嶋市立大野第一球場及び鹿嶋市立はまなす公園球場の指定管理者として、特定非営利活動法人鹿嶋市体育協会を指定するものです。

議案第71号 鹿嶋市立北海浜多目的球技場外3施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市立北海浜多目的球技場、鹿嶋市まちづくり市民センター（体育館・庭球場）、高松緑地（プール・多目的球技場・野球場・庭球場・クラブハウス）及び鹿嶋市立高松球場の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するも

のです。

議案第72号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第11号）

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ240万円を追加し，総額337億3,307万5千円となりました。

歳入としましては，財政調整基金繰入金の増240万円を見込みました。

歳出としましては，融資保証関係経費240万円を計上しました。

議案第73号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第12号）

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1,435万円を追加し，総額337億4,742万5千円となりました。

歳入としましては，国庫支出金の増1,435万円を見込みました。

歳出としましては，ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業1,435万円を計上しました。

報告第12号 専決処分について（令和2年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号））

債務負担行為の限度額を3億5,678万円から4億72万3千円に改める補正予算について，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

報告第13号 専決処分について（令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号））

繰越明許費に，支庁舎管理経費を設定する補正予算について，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

令和2年請願第1号 国に対し，「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

[請願の要旨]

①再審における検察手持ち証拠の全面開示，②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され，国へ提出していただきたくお願いいたします。

[請願の理由]

再審は，無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。罪を犯していない人が，犯罪者として法による制裁を受ける。これは，冤罪で

す。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後をたちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。そして最近では湖東記念病院人工呼吸器殺人事件で12年間服役した西山美香さんが、今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく報道されました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原ロアヤ子さん(90歳を超えました)は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜

の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めます。

令和2年請願第5号 所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書

[請願の要旨]

所得税法第56条廃止を求める意見書を採択し、国に提出していただくこと

[請願の理由]

私たち零細中小業者(自営業者)は、地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その事業を営む上で、無くてはならない家族従業者の『働き分』(自家労賃)を『所得税法56条』は、『事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは、必要経費に算入しない』事とし、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は、配偶者は86万円・家族は50万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。家族従業者は、僅かな控除が所得とみなされる為、社会的・経済的に自立できない状況となっています。

税法上は、『青色申告』にすれば『働き分』を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方により『差』を付ける制度自体が矛盾しています。2014年以降は、全ての白色申告者も『記帳義務化』が課されました。青色と白色の差は、無くなっています。

『国連女性差別撤廃委員会』は、『人格にかかわる差別は、やめるべき』と日本政府に勧告しており、財務大臣も『56条の見直しについて研究する』と国会で表明しています。SDGsの中で掲げられているジェンダー平等の視点からも解決すべき問題です。

アメリカ・イギリス・ドイツ等、世界の主要国に於いては、家族労働者の『働き分』(自家労賃)を必要経費と認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。

日本では、548自治体(2020.10.12現)で『所得税法第56条』の見直しや廃止の意見書が採択されています。茨城県では、『つくばみらい市』・『石岡市』・『土浦市』・『つくば市』・『阿見町』で採択されています。

是非、鹿嶋市議会に於いても、皆様のご理解とご協力を頂き『所得税法第56条』を見直し、家族従業者への『働き分』(自家労賃)を認め、その支払い分を必要経費に算入出来るよう、国に『意見書』を上げて頂きます様お願い申し上げます。

意見書第12号 「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改定を求める意見書

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。

冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。

これまでの冤罪事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、「検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないこと」です。通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、「再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていること」です。検察の即時抗告、特別抗告により、再審請求審が無用に長期化しています。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままであります。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

よって、国会及び政府においては、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めます。

このことを踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

意見書第13号 歴史資料館、子育て支援施設の建設計画及び関鉄跡地駐車場の整備等については、市民の十分な理解を得るまで計画の凍結を求める意見書

国内において新型コロナウイルスの感染者数は再拡大し、本市も感染者が相次ぎ、12月2日から12月13日までの期間、感染拡大地域に指定されました。市内の飲食店業界等をはじめ、各産業において深刻な経営状態が続いており、県や市も支援策を打ち出しているが、全ての産業がその恩恵を受けられるものではありません。そのような中、唐突に歴史資料館の建設計画の変更が発表されました。複合施設計画から、それぞれを単独で整備するとのこと。大規模な予算を投入し、その負担は将来の世代の市民が負うものであるにもかかわらず、十分な説明がなされておらず、ほとん

どの市民がこの状況を知らないまま計画が進められようとしています。

本市はコロナ禍による税収減だけではなく、新たなゴミ処理場建設費の負担、団塊の世代が後期高齢者を迎え医療介護にかかる税負担が大きく増える時期に入っています。今、市民が求めているものは、コロナ禍における経済支援や教育環境等の整備です。歴史資料館等の計画を進めて行くには、市民の理解が大前提となります。

今は不要不急な事業を見直し、そこから捻出した予算をコロナ対策に充てていくべきです。駐車場の整備やその他の上記計画も遅らせられれば地代をはじめとした各予算が捻出できるはずです。

よって、令和2年11月末に本市が発表した、歴史資料館、子育て支援施設の建設計画および、旧関鉄バスターミナル跡地の駐車場整備計画については、市民の理解が得られるまでは計画を凍結し、まずは新型コロナウイルス対策や、市民生活の立て直しに予算を配分していくことが最重要だと考え、市長に予算凍結を求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。